

徳島県外国人雇用サポートセンター

徳島県では、県内企業・団体の外国人材の円滑な受入れをサポートするため、「徳島県外国人雇用サポートセンター」を開設しました。
さまざまな疑問やお悩みに、専門家(行政書士)がお答えします。

県内企業・団体
の皆さま

01 日本人雇用との違い

外国人が日本で働くためには、
就労可能なビザ(在留資格)が必要です！

02 入管法や在留資格

法律や制度をわかりやすく説明します

03 外国人雇用の進め方

募集や雇用の手続きと留意点

04 労務管理

不法就労などのトラブル防止
※内容によっては社会保険労務士におつなぎします

05 その他

行政書士法に定める範囲において相談可能

出張相談だけでなく、企業・団体の勉強会等における出前講座も実施可能です。

お気軽にご相談ください！

無料相談受付中！

初回相談
無料



088-679-4440

(相談の流れは裏面をご覧ください)

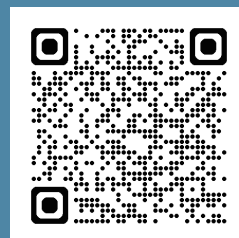
外国人雇用のお悩み
行政書士に
ご相談ください



徳島県外国人雇用サポートセンター
(徳島県行政書士会)

[窓口受付時間] 平日9:00~17:00 (祝日・年末年始除く。電話受付のみ)
※この窓口は、徳島県の委託事業により運営しています。

徳島県ホームページ▼



対象

外国人を雇用中、または雇用検討中の徳島県内に事業所を有する企業・団体等

相談の流れ

01 電話による受付

まずは「徳島県外国人雇用サポートセンター」にお電話ください。



088-679-4440

【受付時間：平日9:00～17:00】



02 対応する行政書士の決定

ご相談いただいた企業・団体等の所在地および相談内容を考慮し、対応する行政書士を選定します。



03 相談対応

対応に当たる行政書士から、相談者に連絡し、面談日時等の調整を行います。その後、貴社・団体を訪問し、対面相談を行います。なお、本事業で無料となる相談対応は、初回訪問のみとさせていただきます。以降のご相談については、サポートセンターにお問い合わせください。

相談内容(例)



- 外国人雇用ならではの手続きやルールは？
- 自社で雇うのに必要な在留資格は？
- 最低賃金が上がったけど、外国人の賃金は？
- 生活面も支援が必要？
- 職場環境で気を付けることは？

※内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。
この窓口では、外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

※事業についてのお問い合わせはこちら

徳島県生活環境部労働雇用政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852



新時代へ
躍り出そう

Sustainable AI Land
TOKUSHIMA